

学則

- (1) 学則案の全文
- (2) 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）
- (3) 変更部分の新旧対照表

(1) 学則案の全文

富山県立大学学則（案）

平成 31 年 4 月 1 日制定

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 7 条)
第 2 章	運営組織(第 8 条—第 17 条)
第 3 章	学年、学期及び休業日(第 18 条—第 20 条)
第 4 章	入学(第 21 条—第 29 条)
第 5 章	授業科目、履修方法及び課程修了認定(第 30 条—第 39 条)
第 6 章	休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍(第 40 条—第 46 条)
第 7 章	卒業、学位及び資格(第 47 条—第 51 条)
第 8 章	授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料(第 52 条—第 53 条)
第 9 章	附属施設等(第 54 条—第 59 条)
第 10 章	研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生(第 60 条—第 66 条)
第 11 章	賞罰(第 67 条—第 68 条)
第 12 章	受託研究及び共同研究(第 69 条)
第 13 章	公開講座(第 70 条)
第 14 章	補則(第 71 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 富山県立大学(以下「本学」という。)は、広く知識、技術を授け、高度な専門の学芸を深く教授研究するとともに、多様な個性の開発を促し、人間性豊かな、想像力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成し、併せて、学術と生活、文化、産業、医療等との有機的連携を進め、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(学部及び学科)

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

工 学 部	機 械 シ ス テ ム 工 学 科
	知 能 ロ ボ ッ ト 工 学 科
	電 子 ・ 情 報 工 学 科
	環 境 ・ 社 会 基 盤 工 学 科
	生 物 工 学 科
	医 薬 品 工 学 科
看 護 学 部	看 護 学 科

(学科の目的)

第 4 条 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学科

ものづくり技術の基本となる専門分野とともに、環境に配慮した安全な社会の構築に役立つ新しい科学技術に関する教育研究を行い、基礎的な専門知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(2) 知能ロボット工学科

機械工学、電子工学及び情報工学という三つの工学領域の基礎を修得するための教育研究を行い、これら三工学領域の知識と技術を組み合わせて新しい技術を開発できる幅広い視野を備えた人材を育成すること。

(3) 電子・情報工学科

情報工学、計算機工学及び通信工学を基盤として、各種情報システムを高度化及び知能化するソフトウェア及びハードウェア技術に関する教育研究を行い、情報システムの体系的な知識を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(4) 環境・社会基盤工学科

循環型社会の構築、自然との共生及び地球環境の保全に関する教育研究を行い、地域から地球規模までの環境問題に広い視野で解決策を提案できる知識及び技術を有し、創造力及び実践力を備えた人材を養成すること。

(5) 生物工学科

微生物、生化学、有機化学、植物、食品及び生物情報に関する教育研究を行い、環境にやさしいグリーンバイオテクノロジーの研究及び開発に携わるために必要な基礎的な知識及び技術を備えた人材を養成すること。

(6) 医薬品工学科

富山県の主要産業である医薬品製造業及びその関連産業の人材確保に寄与するため、工学の観点から、医薬品の製造と開発に関わる教育・研究を行い、優れた医薬品をつくるために必要な基礎的な知識と技術を備えた人材を養成すること。

(7) 看護学科

看護学の専門知識・技術に関する教育研究を行い、人に対する深い理解や倫理観を持って、多職種と協働しながら、地域医療に貢献できる人材を養成すること。

(学生定員)

第 5 条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
工学部	機械システム工学科	60 人	240 人
工学部	知能ロボット工学科	60 人	240 人
工学部	電子・情報工学科	80 人	320 人
工学部	環境・社会基盤工学科	55 人	220 人
工学部	生物工学科	40 人	160 人
工学部	医薬品工学科	35 人	140 人
看護学部	看護学科	120 人	480 人

(修業年限及び在学年限)

第 6 条 本学の修業年限は、4 年とする。

2 学生は、8 年を超えて在学することはできない。ただし、第 26 条から第 28 条

までの規定により入学した学生又は第 42 条第 1 項の規定により転学科した学生は、それぞれ第 29 条又は第 42 条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学できない。

(大学院)

第 7 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、富山県立大学大学院学則に定める。

第 2 章 運営組織

(職員)

第 8 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学に第 1 項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(学部長等)

第 9 条 本学の学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。

3 本学の工学部に、全学の教養教育を担当する教養教育センターを置き、教養教育センター長は、工学部の教授をもって充てる。

4 教養教育センター長は、教養教育に関する校務をつかさどる。

(附属施設の長)

第 10 条 第 53 条から第 56 条に定める附属施設に施設の長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 第 57 条に定める附属施設に施設の長を置く。

(学生部長及び入試・学生募集部長)

第 11 条 本学に学生の厚生補導に関する事務を処理するため、学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 本学に入学者の選抜及び学生の募集に関する事務を処理するため入試・学生募集部長を置き、本学の教授をもって充てる。

(事務局)

第 12 条 本学に事務局を置き、事務局長は、事務職員をもって充てる。

(名誉教授)

第 13 条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(客員教授等)

第 14 条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教育研究審議会)

第 15 条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長を置く場合は、副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員

- 3 教育研究審議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。
(教授会)

第 16 条 本学の学部、に、教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部の専任の教授をもって組織するものとする。
- 3 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各教授会に、また、当該学部の専任の准教授、講師を当該教授会の組織にそれぞれ加えることができる。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 5 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。
(委員会)

第 17 条 本学に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 18 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 19 条 学年を分けて次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 20 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、学年の初めに学長が定める。

第4章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第22条 本学に入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、学長が別に定める入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続き)

第23条 入学志願者は、入学志願書に入学考査料及び学長が別に定める書類を添えて、指定の期日までに、学長に提出しなければならない。この場合において、学資の支弁が困難で入学考査料の猶予を理事長に願い出た者は、入学考査料を納付したものとみなす。

(合格者の決定)

第24条 入学志願者に対しては、学力検査、出身学校長の調査結果等による選抜を行い、学長が合格者を決定する。

2 入学志願者のうち、推薦入学者及び外国人留学生については、前項の規定にかかわらず、学長が別に定める方法により選考することができるものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。この場合において、学資の支弁が困難で入学料の減免又は徴収の猶予を理事長に願い出た者は、入学手続きを完了したものとみなす。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学の工学部への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教員養成所を卒業した者
(再入学)

第27条 第44条の規定により、退学を許可された者で、同一学部同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第28条 他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第29条 前3条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

第5章 授業科目、履修方法及び課程修了認定

(授業科目)

第30条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。

(履修科目の申請)

第31条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を所属学部長に申請して承認を受けなければならない。

2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。

3 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長の許可を得なければならない。

(履修科目の申請の上限)

第32条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 前項の授業科目の履修申請の上限に関する事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第33条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、年35週を原則として行う。

2 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義及び演習については、30時間の授業をもって1.5単位とする。
- (4) 実験、実習又は実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第34条 所定の授業科目を履修した者の当該科目修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した者には、単位を与えるものとする。

(試験)

第 35 条 試験は年 2 回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。

3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。

4 試験の成績は、S、A、B、C、不可とし、不可は、不合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により修得した単位については、工学部は 60 単位、看護学部は 48 単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定は、第 43 条の規定により留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 37 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位については、学長が前条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により修得した単位数と合わせて工学部は 60 単位、看護学部は 48 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前既修得単位の認定)

第 38 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、学長が第 36 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合も含む。)の規定により修得した単位数、及び前条第 1 項の規定により修得し、又は与えることのできる単位数と合わせて工学部は 60 単位、看護学部は 48 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学院における授業科目の履修等)

第 39 条 学生は、別に定めるところにより本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業の要件となる単位数に算入することができない。

第 6 章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第 40 条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 か月以上修学することができない学生は、許可を受けて休学することができる。なお、疾病による休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、なお引き続き 1 年以内の休学期間の延長を願い出ることができる。

3 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

- 4 休学期間中にその理由が消滅したときは、届け出て復学することができる。
- 5 休学期間は、第 6 条第 2 項に規定する在学年限及び第 47 条に規定する在学期間に算入しない。

(転学)

第 41 条 他大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、その事由を付し、学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第 42 条 本学の学生が工学部内の転学科を希望する場合には、欠員の状況等により選考のうえ、学長はこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の在学すべき年数並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、学長が決定する。

(留学)

第 43 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第 6 条第 1 項に定める修業年限及び第 47 条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第 44 条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生は、保証人が連署した書面により学長に願い出なければならない。

- 2 退学後 2 年以内にその理由が解消したときは、学長の許可を受けて再入学することができる。

第 45 条 学長は、長期にわたる欠席又は疾病その他の理由によって修学することができないと認められる者及び成業の見込みがないと認められる者に休学又は退学を命ずることができる。

(除籍)

第 46 条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第 6 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 40 条第 3 項に定める休学期間を超えて、なお修学することができない者
- (3) 第 52 条の規定により出席停止を命ぜられ、督促してもなお授業料又は入学金を納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第 7 章 卒業、学位及び資格

(卒業の要件)

第 47 条 本学を卒業するためには、4 年以上(編入学又は転入学した学生については学長が別に定める期間)在学し、別表第 2 の学部及び学科の区分に応じて、同表に定める単位数以上を修得しなければならない。

第 48 条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の意見を聴き、学長が、卒業を認定する。

(学士の学位の授与)

第 49 条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記を交付し、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学部	学位
----	----

工学部	学士(工学)
看護学部	学士(看護学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学位の名称)

第50条 前条の規定により学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(資格)

第51条 看護学部看護学科において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、看護師の国家試験受験資格(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号))を取得することができる。

2 その他免許及び資格の取得に関し必要な事項は別に定める。

第8章 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料

(授業料等)

第52条 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料(以下「授業料等」という。)の額及び徴収の方法は、理事長が別に定める。

2 その他授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(授業料等の未納者に対する措置)

第53条 学長は、授業料を別に定める納付期限までに納付しない学生に対し、出席停止を命じ、又は除籍することができる。

2 学長は、入学料を別に定める納付期限までに納付しない学生を、除籍することができる。

第9章 附属施設等

(附属図書館)

第54条 本学に附属施設として附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(地域連携センター)

第55条 本学に附属施設として地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(キャリアセンター)

第56条 本学に附属施設としてキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(計算機センター)

第57条 本学に附属施設として計算機センターを置く。

2 計算機センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(生物工学研究センター)

第58条 本学に附属施設として生物工学研究センターを置く。

2 生物工学研究センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(福利厚生施設)

第59条 学生の福利厚生を図るため、福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受
講生及び外国人留学生

(研究生)

第60条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を学長は更新することができる。

(科目等履修生)

第61条 本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生が特定の授業科目を履修したときは、第34条及び第35条に基づき、当該科目の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 4 科目等履修生は、学年又は学期ごとに許可する。

(特別聴講学生)

第62条 他大学等の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研修員)

第63条 本学において、官公庁、学校、団体等からその所属する職員に特定の専門事項について研究させるため委託があるときは、教育研究に支障のない範囲において、選考のうえ、研修員として受け入れることができる。

- 2 研修員の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(県民開放授業受講生)

第64条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、県民開放授業受講生として受講を許可する。

- 2 県民開放授業受講生を志願することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 県民開放授業受講生は、学年又は学期ごとに許可する。

(外国人留学生)

第65条 外国人で本学に留学を志願する者があるときは、学長が別に定める方法による選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生等に関する規定)

第66条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び

外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第67条 学長は、操行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して表彰を行うことができる。

(懲戒)

第68条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反した者又は学生の本分に反する行為をした者を懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続は、学長が別に定める。

第12章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第69条 本学の学術研究に資するため、受託研究又は共同研究を行うことができる。

- 2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第70条 本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座については、受講者から必要な実費を講習料として徴収することができる。
- 3 公開講座に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第14章 補則

(委任)

第71条 この学則(第51条を除く。)の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の知能デザイン工学特別講義2の規定については、この限りでない。
- 3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得

られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第1の海外研修科目(米国)及び海外語学研修科目の規定については、この限りでない。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

(附則期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 30 条関係)

1 工学部

(1) 教養科目

授 業 科 目		単位数
総 合 科 目	教養ゼミ I	1
	教養ゼミ II	1
	日本事情 I	2
	日本事情 II	2
	経済学 I	2
	経済学 II	2
	社会学 I	2
	社会学 II	2
	法学	2
	科学技術と社会	2
	富山と日本海	2
	環境論 I	2
	環境論 II	2
	日本語表現法	2
	文学 I	2
	文学 II	2
	芸術学 I	2
	芸術学 II	2
	人間と文化	2
	近現代史	2
	国際関係論	2
	海外留学科目(中国)	2
	海外研修科目(米国)	1
	健康科学演習	1
	心理学 I	2
	心理学 II	2
	コミュニケーションの社会学	2
	倫理学	2
	哲学	2
	健康科学 I	2
	健康科学 II	2
基 礎 科 目 ※ 1	数学 I	2
	数学 II	2
	物理学 I	2
	物理学 II	2
	化学 I	2
	化学 II	2
	生物学	2
	数学物理学演習 I	1
	数学物理学演習 II	1
	化学実験	1
	物理実験	1
	基礎数学	1
基礎物理学	1	

授 業 科 目		单位数
基 礎 科 目 ※ 2	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理学Ⅰ	2
	物理学Ⅱ	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学	2
	化学演習	1
	数学物理学演習	1
	物理実験	1
	基礎物理学	1
	基礎化学	1
基 礎 科 目 ※ 3	数学	2
	物理学	2
	化学Ⅰ	2
	化学Ⅱ	2
	生物学Ⅰ	2
	生物学Ⅱ	2
	生物学演習	1
	化学演習	1
	化学実験	1
	生物学実験	1
	基礎化学	1
	基礎生物学	1

授 業 科 目		単位数
外 国 語 科 目	英語基礎1	1
	英語基礎2	1
	英語基礎3	1
	英語基礎4	1
	総合英語1	1
	総合英語2	1
	総合英語3	1
	総合英語4	1
	英語特別演習1	1
	英語特別演習2	1
	英語特別演習3	1
	英語特別演習4	1
	海外語学研修科目	1
	英語入門1	1
	英語入門2	1
	ドイツ語Ⅰ	1
	ドイツ語Ⅱ	1
	中国語Ⅰ	1
	中国語Ⅱ	1
	日本語Ⅰ	1
日本語Ⅱ	1	
<p>・※1は、機械システム工学科、知能ロボット工学科及び電子・情報工学科に適用する。</p> <p>・※2は、環境・社会基盤工学科に適用する。</p> <p>・※3は、生物工学科、医薬品工学科に適用する。</p> <p>・日本事情Ⅰ、日本事情Ⅱ、英語入門1、英語入門2、日本語Ⅰ、日本語Ⅱの履修は、外国人留学生に限る。</p>		

(2) キャリア形成科目

授 業 科 目		単位数
キ ャ リ ア 形 成 科 目	キャリア形成論	1
	トピックゼミⅠ	1
	トピックゼミⅡ	1
	プレゼンテーション演習	1
	技術者倫理	2
	※1 企業経営概論	2
	インターンシップA	2
	インターンシップB	1
	※1 技術英語	1
	※2 技術英語 1	1
	英語資格試験対策ゼミ	1
<ul style="list-style-type: none"> ・※1 は、機械システム工学科、知能ロボット工学科、電子・情報工学科及び環境・社会基盤工学科に適用する。 ・※2 は、生物工学科及び医薬品工学科に適用する。 		

(3)機械システム工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	情報環境演習 1	1	専 門 科 目	エネルギー基礎科学	2
	情報環境演習 2	1		エネルギー基礎科学演習	1
	線形代数	2		エネルギー変換工学	2
	工業数学 1	2		エネルギー移動論	2
	工業数学 2	2		流体力学	2
	工業数学 3	2		流体力学演習	1
	数値解析	2		流体機械	2
	確率・統計	2		冷却設計学	2
	確率・統計演習	1		航空機概論	2
	工業力学	2		材料力学 1	2
	工業力学演習	1		材料力学演習	1
	連続体力学	2		材料力学 2	2
	電気・電子工学	2		材料力学 3	2
	化学工学	2		構造力学	2
専 門 共 通 科 目	機械製作実習	2	機構学	2	
	機械製図	2	機械力学	2	
	形状モデリング演習	2	機械力学演習	1	
	基礎 CAE	2	機械設計学	2	
	機械システム工学実験	2	機械設計学演習	1	
	専門ゼミ	1	トライポロジー	2	
	エコ工業デザイン	2	メカトロニクス概論	2	
	総合機械設計・製図	2	機械制御工学	2	
	機械システム工学特別講義	2	生産システム工学	2	
	卒業研究	8	CAD/CAM	2	
			LCA 工学	2	
			LCA 工学演習	1	
			信頼性設計	2	
			自動車工学	2	
		材料科学工学	2		
		材料学演習	1		
		材料強度学	2		
		機械材料学	2		
		複合材料工学	2		
		環境材料学	2		
		溶接・鋳造工学	2		
		機械加工学	2		
		塑性加工学	2		
		プラスチック加工学	2		

(4) 知能ロボット工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	コンピュータシステム概論	2	専 門 科 目	コンピュータ工学	2
	コンピュータシステム演習	1		電磁気学	2
	線形代数	2		電子回路	2
	確率統計及び演習	1.5		デジタル回路	2
	工業数学1及び演習	1.5		固体電子材料	2
	工業数学2及び演習	1.5		量子力学	2
	工業数学3及び演習	1.5		材料力学	2
	工業数学4及び演習	1.5		機械力学	2
	確率統計及び演習	1.5		熱・流体力学	2
	情報数学及び演習	3		機構学	2
	工業力学及び演習	3		材料加工学	2
電気回路及び演習	3	機械材料学	2		
専 門 共 通 科 目	知能デザイン工学概論	2	設計工学	2	
	ロボット工学概論	2	材料力学演習	1	
	プログラミング	2	制御工学演習	1	
	プログラミング演習1	1	デジタル回路演習	1	
	プログラミング演習2	1	半導体工学	2	
	機械製作実習	2	センサ工学	2	
	機械製図演習Ⅰ	1	先端電子材料	2	
	機械製図演習Ⅱ	1	材料分析技術	2	
	知能デザイン工学実験1	2	制御工学1	2	
	知能デザイン工学実験2	2	デジタル信号処理	2	
	知能デザイン工学概論	2	人工知能基礎	2	
	知能デザイン工学特別講義1	2	脳情報学	2	
	知能デザイン工学特別講義2	2	ヒューマンインタフェース工学	2	
	専門ゼミ	1	制御工学2	2	
	卒業研究	8	ロボット制御工学	2	
			知能ロボット工学	2	
		ロボット設計工学	2		
		ロボット創造演習	2		
		アクチュエータ工学	2		
		計測工学	2		
		有限要素法基礎	2		
		マイクロ・ナノ加工学	2		
		バイオ計測基礎	2		

(5) 電子・情報工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	線形代数	2	専 門 科 目	プログラミング2	2
	工業数学1	2		プログラミング演習2	1
	工業数学2	2		プログラミング3	2
	工業数学3	2		プログラミング演習3	1
	工業数学4	2		ソフトウェア工学	2
	確率システム	2		オペレーティングシステム論とデータベース論	2
	情報数学	2		コンピュータ工学	2
電子・情報工学概論	2	コンパイラ		2	
計測工学	2	データ処理基礎		2	
専 門 共 通 科 目	コンピュータ基礎1	2		情報応用工学	2
	コンピュータ基礎2	2		データ処理工学	2
	プログラミング1	2		生体情報工学	2
	プログラミング演習1	1		組み込みシステム工学	2
	論理回路	2		情報電子デバイス工学	2
	アルゴリズムとデータ構造	2		ユビキタス通信工学	2
	インターネット工学	2		ネットワーク設計論	2
	情報理論	2		大規模通信システム工学	2
	電気回路1	2		情報システムと地球環境	2
	電子回路1	2		電気回路2	2
	電磁気学1	2		電子回路2	2
	電子物性	2		制御工学1	2
	デジタル信号処理	2		制御工学2	2
	生物情報学概論	2		パワーエレクトロニクス	2
	CAD/CAM	2		半導体基礎	2
	電子・情報工学特別講義	2		半導体素子工学	2
	電波・電気通信法規	1		集積回路工学	2
	専門ゼミ	2		電気電子材料	2
	卒業研究	8	センサ工学	2	
	電子・情報工学実験1	2	電磁気学2	2	
	電子・情報工学実験2	2	無線伝送方式	2	
	電子・情報工学実験3	2	電波情報工学	2	
			伝送工学1	2	
			伝送工学2	2	

(6)環境・社会基盤工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	工業数学 1 及び演習	1.5	専 門 科 目	環境計量学	2
	工業数学 2 及び演習	1.5		水質工学 1	2
	工業数学 3 及び演習	1.5		水質工学 2	2
	環境工学概論	2		環境質評価学	2
	社会基盤工学概論	2		環境工学実験	1
	水理学 1	2		水圏生物学	2
	水理学 2	2		水圏生物実験	1
	水理実験	1		資源循環工学	2
	構造力学 1	2		資源循環工学実験実習	1
	構造力学 2	2		物質循環解析	2
	土質力学	2		物質循環解析演習	1
	測量学 1	2		環境化学工学	2
	測量学 2	2		大気環境管理	2
	測量実習 1	1		環境修復工学	2
	測量実習 2	1		環境リスク工学	2
	環境水質学 1	2		環境エネルギー論	2
	環境水質学 2	2		環境マネジメント	2
	環境水質実験 1	1		環境政策論	2
	環境水質実験 2	1		ビオトープ論	2
	環境情報解析実習	1		河海工学	2
環境物理化学及び演習	1.5	環境計画学	2		
環境基礎生物学	2	森林流域管理	2		
環境微生物学	2	地理情報システム	2		
環境プログラミング	2	環境計画実習	1		
専 門 共 通 科 目	専門ゼミ	1	環境材料学	2	
	卒業研究	8	環境材料実験	1	
			構造設計演習	1	
			地盤防災工学	2	
			社会基盤メンテナンス工学	2	
			土木施工管理	2	

(7) 生物工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	有機化学 1	2	専 門 科 目	有機化学 3	2
	生化学 1	2		機器分析化学	2
	生化学演習	1		生化学 3	2
	情報環境演習 1	1		応用微生物学	2
	情報環境演習 2	1		生物情報学	2
専 門 共 通 科 目	生命科学史	2		生物物理化学 1	2
	有機化学 2	2		蛋白質工学	2
	有機化学演習	1		栄養化学	2
	生化学 2	2		植物資源利用学	2
	微生物学 1	2		食品生理学	2
	微生物学 2	2		生体高分子化学	2
	分子生物学 1	2		酵素有機化学	2
	分子生物学 2	2		天然物有機化学	2
	植物工学 1	2		生物物理化学 2	2
	植物工学 2	2		ゲノム工学	2
	細胞工学	2		植物代謝工学	2
	食品化学概論	2		有機化学 4	2
	生物学基礎実験	1		グリーンケミストリー	2
	分子生物学演習	1		生体構造論特別講義	2
	技術英語 2	1		バイオ計測基礎	2
	卒業研究 1	4	バイオ情報学	2	
	有機化学実験 1	1			
	有機化学実験 2	1			
	微生物学実験	1			
	分子生物学・生化学実験 1	1			
分子生物学・生化学実験 2	1				
分子生物学・生化学実験 3	1				
分子生物学・生化学実験 4	1				
卒業研究 2	8				

(8) 医薬品工学科

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
専 門 基 礎 科 目	情報環境演習 1	1	専 門 科 目	医薬有機化学	2
	情報環境演習 2	1		天然物有機化学	2
	有機化学 1	2		物理化学	2
	有機化学演習	1		物理化学演習	1
	生化学 1	2		医薬品プロセス化学	2
専 門 共 通 科 目	生命科学史	2		医薬品材料工学	2
	有機化学 2	2		製剤工学	2
	分析化学	2		薬物送達学	2
	基礎高分子化学	2		生化学 4	2
	生化学 2	2		生化学演習	1
	分子生物学 1	2		医薬分子生物学演習	1
	バイオ医薬工学	2		生体分子化学	2
	生物情報学	2		バイオ情報学	2
	微生物学	2		バイオ計測基礎	2
	病原微生物学	2		ゲノム創薬	2
	薬物概論	2		免疫学	2
	薬理学 1	2		薬理学 2	2
	細胞生物学	2		薬物動態学	2
	生理学	2	細胞工学	2	
	技術英語 2	1	再生医療工学	2	
	卒業研究 1	4	生体構造論特別講義	2	
	医薬品工学実験 1	1	薬物工学関連法	2	
医薬品工学実験 2	1				
医薬品工学実験 3	1				
医薬品工学実験 4	1				
医薬品工学実験 5	1				
医薬品工学実験 6	1				
医薬品工学実験 7	1				
卒業研究 2	8				

2 看護学部
(1) 教養科目

授 業 科 目			単位数	
教 養 科 目	人 間 の 理 解	社会・環境	経済学Ⅰ 経済学Ⅱ 社会学 法学Ⅰ 法学Ⅱ 日本国憲法 科学技術と社会 富山と日本海 環境論	2 2 2 2 2 2 2 2 2
		言語・文化	コミュニケーション論Ⅰ コミュニケーション論Ⅱ コミュニケーション演習 文学Ⅰ 文学Ⅱ 芸術学Ⅰ 芸術学Ⅱ 国際関係論 海外留学科目（中国） 海外研修科目（米国）	2 2 1 2 2 2 2 2 2 1
		精神・身体	心理学Ⅰ 心理学Ⅱ コミュニケーションの社会学 倫理学 哲学 健康科学Ⅰ 健康科学Ⅱ 体力科学 体力科学演習	2 2 2 2 2 2 2 2 1
		自然・情報	数学 物理学 化学 生物学 情報科学 情報科学演習	2 2 2 2 2 1
		外国語	英語 1 英語 2 英語 3 英語 4 英語 5 英語 6 海外語学研修科目 中国語Ⅰ 中国語Ⅱ	1 1 1 1 1 1 1 1 1

(2) 専門基礎科目

		授 業 科 目	単位数
専 門 基 礎 科 目	的 理 解 身 体 的 ・ 精 神 的 側 面 の 人 間	形態機能学Ⅰ（解剖学）	2
		形態機能学Ⅱ（生理学）	2
		形態機能学Ⅲ（生化学）	1
		生涯発達心理学	2
生体と放射線学		1	
疾 病 と 回 復 過 程	病理学	1	
	感染と防御	1	
	薬理学	2	
	成人臨床医学Ⅰ（外科系）	1	
	成人臨床医学Ⅱ（内科系）	1	
	老年臨床医学	1	
	小児臨床医学	1	
	母性臨床医学	1	
	精神臨床医学	1	
栄養学	2		
障 害 と 社 会 保 護	保健医療福祉行政論	1	
	公衆衛生学	1	
	地域ケアシステム論	1	
安 全 と 保 護 を 支 援 す る 学 連 携	看護ケアと工学	2	
	生活支援と情報	1	
	先端医療論	1	

(3) 専門科目

		授 業 科 目	単位数	
専 門 科 目	キ ャ リ ア 形 成	トピックゼミⅠ	1	
		トピックゼミⅡ	1	
		トピックゼミⅢ	1	
		トピックゼミⅣ	1	
		初期体験実習	1	
	専 門 分 野 一	基 礎 看 護 学	看護学概論	2
			基本看護技術	1
			生活援助看護技術	2
			フィジカルアセスメント	1
			看護過程論	1
		診療援助看護技術	2	
		看護倫理学	1	
		基礎看護学実習Ⅰ	1	
		基礎看護学実習Ⅱ	2	

専 門 科 目	専 門 分 野 Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1
			成人看護学方法論Ⅰ（急性・回復）	1
			成人看護学方法論Ⅱ（慢性）	1
			成人看護学方法論Ⅲ（緩和）	1
			成人看護学演習Ⅰ（急性・回復）	1
			成人看護学演習Ⅱ（慢性・緩和）	1
			成人看護学実習Ⅰ（急性・回復）	3
			成人看護学実習Ⅱ（慢性・緩和）	3
専 門 分 野 Ⅱ	老年看護学	老年看護学概論	1	
		老年看護学方法論	1	
		老年看護学演習	1	
		老年看護学実習Ⅰ	2	
		老年看護学実習Ⅱ	2	
		小児看護学	小児看護学概論	1
			小児看護学方法論	1
			小児看護学演習	1
小児看護学実習Ⅰ	1			
小児看護学実習Ⅱ	1			
母性看護学	母性看護学概論	1		
	母性看護学方法論	1		
	母性看護学演習	1		
	母性看護学実習	2		
精神看護学	精神看護学概論	1		
	精神看護学方法論	1		
	精神看護学演習	1		
	精神看護学実習	2		
在宅看護学	在宅看護学概論	1		
	在宅看護学方法論	1		
	在宅看護学演習	1		
	在宅看護学実習	2		
地域看護学	地域看護学概論	1		
	地域看護学方法論	1		
	地域看護学演習	1		
	地域看護学実習	1		
専 門 科 目	統 合 分 野	看護教育学	1	
		看護管理学	1	
		多職種連携論	1	
		国際看護活動論	1	
		災害看護学	1	
		救命救急看護学	1	
		感染看護学	1	
		認知症看護論	1	
		糖尿病看護論	1	
		看護学研究Ⅰ	1	
		看護学研究Ⅱ	2	
		看護ケアとユマニチュードⅠ	1	
		看護ケアとユマニチュードⅡ	1	
		看護ケアとユマニチュードⅢ	1	
看護ケアとユマニチュードⅣ	1			

別表第 2(第 47 条関係)

1-1 工学部

学 科 区 分		機 械 シ ス テ ム 知 能 ロ ボ ッ ト 電 子 ・ 情 報 環 境 ・ 社 会 基 盤	生 医 薬 物 品
総 合 科 目	人 間	2 単 位 以 上	2 単 位 以 上
	社 会 ・ 環 境	6 単 位 以 上	6 単 位 以 上
	言 語 ・ 文 化	4 単 位 以 上	4 単 位 以 上
	精 神 ・ 身 体	3 単 位 以 上	3 単 位 以 上
	総 合 科 目 計	19 単 位	19 単 位
基 礎 科 目		13 単 位	14 単 位
外 国 語 科 目	英 語	10 単 位	10 単 位
	第 2 外 国 語	2 単 位	2 単 位
キ ャ リ ア 形 成 科 目		7 単 位	8 単 位
専 門 基 礎 科 目、専 門 共 通 科 目 及 び 専 門 科 目		79 単 位	77 単 位
合 計		130 単 位	130 単 位

総合科目については、各系列ごとに表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該総合科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が 19 単位以上とならなければならない。

1-2 看護学部

学 科 区 分		看 護 学 科	
教養科目	人間の理解	社会・環境	2 単位以上
		言語・文化	3 単位以上
		精神・身体	5 単位以上
	自然・情報		5 単位以上
	外国語		4 単位以上
	教養科目計		25 単位
	専門基礎科目		27 単位
専門科目	キャリア形成科目		5 単位
	専門分野 I		13 単位
	専門分野 II		43 単位
	統合分野		13 単位
	専門科目計		74 単位
合計		126 単位	

教養科目については、各系列ごとに表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該教養科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が 25 単位以上とならなければならない。

(2) 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点を簡潔にまとめたもの）

学則変更の事由

看護学部看護学科を設置するため。

変更点

- ・目次の「第7章」に「資格」を追加する (目次)
- ・「目的」に「医療」を追加する (第1条)
- ・「学部及び学科」に「看護学部看護学科」を追加する (第3条)
- ・「学科の目的」に看護学科の目的を追加する (第4条)
- ・「学生定員」に看護学部看護学科の記述を追加する (第5条)
- ・「学部長等」に看護学部の設置に伴う修正をする (第9条)
- ・「教育研究審議会」に看護学部の設置に伴う修正をする (第15条)
- ・「教授会」に看護学部の設置に伴う修正をする (第16条)
- ・「編入学、再入学、転入学」に看護学部の設置に伴う修正をする (第26,27,28条)
- ・「授業科目」に看護学部の設置に伴う修正をする (第30条)
- ・「履修科目の申請」に看護学部の設置に伴う修正をする (第31条)
- ・「単位の計算方法」に看護学部の設置に伴う修正をする (第33条)
- ・「大学院における授業科目の履修等」に看護学部の設置に伴う修正をする (第39条)
- ・「卒業の要件」に看護学部の設置に伴う修正をする (第47条)
- ・「学士の学位の授与」に看護学部の記述を追加する (第49条)
- ・「資格」に関する記述を新たに設ける (第51条)
- ・附則を追加する (附則)

(3) 変更部分の新旧対照表

富山県立大学学則 新旧対照表 (H31年度改正案)

NO. 1

改正案 (平成 31 年 4 月改正予定のもの)	(H30. 4. 1 時点)																					
<p>富山県立大学学則</p> <p>目次</p> <p>第 7 章 卒業、学位及び資格 (第 47 条—第 51 条)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 富山県立大学 (以下「本学」という。) は、広く知識、技術を授け、高度な専門の学芸を深く教授研究するとともに、多様な個性の開発を促し、人間性豊かな、想像力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成し、併せて、学術と生活、文化、産業、医療等との有機的連携を進め、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(学部及び学科)</p> <p>第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。</p> <p>工学部 機械システム工学科 知能ロボット工学科 電子・情報工学科 環境・社会基盤工学科 生物工学科 医薬品工学科</p> <p>看護学部 看護学 科</p> <p>(学科の目的)</p> <p>第 4 条 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>《略》</p> <p>(7) 看護学科</p> <p>看護学の専門知識・技術に関する教育研究を行い、人に対する深い理解や倫理観を持って、多職種と協働しながら、地域医療に貢献できる人材を養成すること。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第 5 条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工 学 部</td> <td>機械システム工学科</td> <td>6 0 人</td> <td>2 4 0 人</td> </tr> <tr> <td>工 学 部</td> <td>知能ロボット工学科</td> <td>6 0 人</td> <td>2 4 0 人</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	入学定員	収容定員	工 学 部	機械システム工学科	6 0 人	2 4 0 人	工 学 部	知能ロボット工学科	6 0 人	2 4 0 人	<p>富山県立大学学則</p> <p>目次</p> <p>第 7 章 卒業及び学士の学位 (第 47 条—第 50 条)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 富山県立大学 (以下「本学」という。) は、広く知識、技術を授け、高度な専門の学芸を深く教授研究するとともに、多様な個性の開発を促し、人間性豊かな、創造力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成し、併せて、学術と生活、文化、産業等との有機的連携を進め、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(学部及び学科)</p> <p>第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。</p> <p>工学部 機械システム工学科 知能ロボット工学科 電子・情報工学科 環境・社会基盤工学科 生物工学科 医薬品工学科</p> <p>(学科の目的)</p> <p>第 4 条 各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>《略》</p> <p>(新設)</p> <p>(学生定員)</p> <p>第 5 条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械システム工学科</td> <td>6 0 人</td> <td>2 4 0 人</td> </tr> <tr> <td>知能ロボット工学科</td> <td>6 0 人</td> <td>2 4 0 人</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	入学定員	収容定員	機械システム工学科	6 0 人	2 4 0 人	知能ロボット工学科	6 0 人	2 4 0 人
学 部	学 科	入学定員	収容定員																			
工 学 部	機械システム工学科	6 0 人	2 4 0 人																			
工 学 部	知能ロボット工学科	6 0 人	2 4 0 人																			
学 科	入学定員	収容定員																				
機械システム工学科	6 0 人	2 4 0 人																				
知能ロボット工学科	6 0 人	2 4 0 人																				

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）	(H30. 4. 1 時点)
工学部 電子・情報工学科 80 人 320 人 工学部 環境・社会基盤工学科 55 人 220 人 工学部 生物工学科 40 人 160 人 工学部 医薬品工学科 35 人 140 人 看護学部 看護学科 120 人 480 人	電子・情報工学科 80 人 320 人 環境・社会基盤工学科 55 人 220 人 生物工学科 40 人 160 人 医薬品工学科 35 人 140 人 (新 設)
第 2 章 運営組織	第 2 章 運営組織
(学部長等)	(工学部長)
<p>第 9 条 <u>本学の学部</u>に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。</p> <p>2 <u>学部長</u>は、<u>当該学部</u>に関する校務をつかさどる。</p> <p>3 <u>本学の工学部に</u>、<u>全学の教養教育を担当する教養教育センター</u>を置き、<u>教養教育センター長</u>は、<u>工学部の教授</u>をもって充てる。</p> <p>4 <u>教養教育センター長</u>は、<u>教養教育に関する校務</u>をつかさどる。</p>	<p>第 9 条 <u>本学の工学部</u>に<u>工学部長</u>を置き、その学部の教授をもって充てる。</p> <p>2 <u>工学部長</u>は、<u>工学部</u>に関する校務をつかさどる。</p>
(教育研究審議会)	(教育研究審議会)
<p>第 15 条 本学に教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。</p> <p>2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長を置く場合は、副学長</p> <p>(3) 学部長</p> <p>(4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員</p> <p>3 教育研究審議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p>	<p>第 15 条 本学に教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。</p> <p>2 教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長を置く場合は、副学長</p> <p>(3) 工学部長</p> <p>(4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、学長が指名する職員</p> <p>3 教育研究審議会に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p>
(教授会)	(教授会)
<p>第 16 条 本学の<u>学部</u>に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、<u>当該学部</u>の専任の教授をもって組織するものとする。</p> <p>3 前項に規定する者のほか、必要に応じ、<u>学長及び副学長</u>を各教授会に、<u>また、当該学部の専任の准教授、講師</u>を<u>当該教授会</u>の組織に<u>それぞれ</u>加えることができる。</p> <p>4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び卒業に関すること。</p> <p>(2) 学位の授与に関すること。</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を</p>	<p>第 16 条 <u>本学</u>に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、<u>学長、及び本学</u>の専任の教授をもって組織するものとする。</p> <p>3 <u>第 8 条第 3 項の規定により副学長を置く場合には</u>、<u>当該副学長</u>を教授会の組織に加える。</p> <p>4 前項に規定する者のほか、必要に応じ、<u>本学の専任の准教授及び講師</u>を教授会の組織に加えることができる。</p> <p>5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び卒業に関すること。</p> <p>(2) 学位の授与に関すること。</p>

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）	(H30. 4. 1 時点)
<p>聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。</p> <p>5 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>6 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p> <p>第 3 章 学年、学期及び休業日</p> <p>第 4 章 入学 (編入学)</p> <p>第 26 条 次の各号の一に該当する者で、本学の工学部への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>(1) 大学を卒業した者又は退学した者 (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教員養成所を卒業した者</p> <p>(再入学)</p> <p>第 27 条 第 44 条(退学)の規定により、退学を許可された者で、同一学部同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>(転入学)</p> <p>第 28 条 他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、当該学部教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>第 5 章 授業科目、履修方法及び課程修了認定</p> <p>(授業科目)</p> <p>第 30 条 授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>2 各授業科目の授業時間数、履修方法等は学長が別に定める。</p>	<p>(3) 前二号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。</p> <p>6 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び工学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>7 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。</p> <p>第 3 章 学年、学期及び休業日</p> <p>第 4 章 入学 (編入学)</p> <p>第 26 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>(1) 大学を卒業した者又は退学した者 (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教員養成所を卒業した者</p> <p>(再入学)</p> <p>第 27 条 第 44 条(退学)の規定により、退学を許可された者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>(転入学)</p> <p>第 28 条 他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、学年の始めに、教授会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>第 5 章 授業科目、履修方法及び課程修了認定</p> <p>(授業科目)</p> <p>第 30 条 授業科目は、総合科目、基礎科目、外国語科目、キャリア形成科目、専門基礎科目、専門共通科目及び専門科目に類別する。</p> <p>2 授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>3 各授業科目の授業時間数、履修方法等は、学長が別に定める。</p>

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）	(H30. 4. 1 時点)
<p>(履修科目の申請)</p> <p>第 31 条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を<u>所属学部長</u>に申請して承認を受けなければならない。</p> <p>2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。</p> <p>3 学生は、<u>他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第 33 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、年 35 週を原則として行う。</p> <p>2 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(2) 演習については、<u>15 時間から 30 時間</u>の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(3) 講義及び演習については、30 時間の授業をもって 1.5 単位とする。</p> <p>(4) 実験、実習又は実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(他大学等における授業科目の履修等)</p> <p>第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 学長は、前項の規定により修得した単位については、<u>工学部は 60 単位、看護学部は 48 単位</u>を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定は、第 43 条の規定により留学する場合に準用する。</p> <p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第 37 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項の規定により与えることができる単位については、学長が前条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により修得した単位数と合わせて<u>工学部は 60 単位、看護学部は 48 単位</u>を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることが</p>	<p>(履修科目の申請)</p> <p>第 31 条 学生は、毎学期始めの指定された期間に、当該学期において履修する授業科目を<u>工学部長</u>に申請して承認を受けなければならない。</p> <p>2 単位を修得した授業科目は、再び履修することができない。</p> <p>3 学生は、<u>工学部長</u>の承認を得て他学科の授業科目を履修することができる。</p> <p>(単位の計算方法)</p> <p>第 33 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、年 35 週を原則として行う。</p> <p>2 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(3) 講義及び演習については、30 時間の授業をもって 1.5 単位とする。</p> <p>(4) 実験、実習又は実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。</p> <p>(他大学等における授業科目の履修等)</p> <p>第 36 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 学長は、前項の規定により修得した単位については、60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>3 前 2 項の規定は、第 43 条の規定により留学する場合に準用する。</p> <p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第 37 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項の規定により与えることができる単位については、学長が前条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により修得した単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。</p>

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）	(H30. 4. 1 時点)						
<p>できる。</p> <p>(入学前既修得単位の認定)</p> <p>第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項の規定により与えることができる単位の数は、編入学、転学等の場合を除き、学長が第 36 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合も含む。)の規定により修得した単位数、及び前条第 1 項の規定により修得し、又は与えることのできる単位数と合わせて<u>工学部は 60 単位、看護学部は 48 単位</u>を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>(大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第 39 条 学生は、<u>別に定めるところにより</u>本学大学院の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業の要件となる単位数に算入することができない。</p> <p>第 6 章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍</p> <p>第 7 章 卒業及び学士の学位 (卒業の要件)</p> <p>第 47 条 本学を卒業するためには、4 年以上（編入学又は転入学した学生については学長が別に定める期間）在学し、別表第 2 の<u>学部及び学科の区分に応じて、同表に定める単位数以上を修得しなければならない。</u></p> <p>(学士の学位の授与)</p> <p>第 49 条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記を交付し、<u>次の区分に従い、学士の学位</u>を授与する。</p> <table border="1" data-bbox="240 1809 778 1989"> <tr> <td>学 部</td> <td>学 位</td> </tr> <tr> <td>工 学 部</td> <td>学 士（工 学）</td> </tr> <tr> <td>看 護 学 部</td> <td>学 士（看 護 学）</td> </tr> </table> <p>2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別</p>	学 部	学 位	工 学 部	学 士（工 学）	看 護 学 部	学 士（看 護 学）	<p>(入学前既修得単位の認定)</p> <p>第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>2 前項の規定により与えることができる単位の数は、編入学、転学等の場合を除き、学長が第 36 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合も含む。)の規定により修得した単位数、及び前条第 1 項の規定により修得し、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>(大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第 39 条 学生は、<u>工学部長の承認を得て</u>、本学大学院工学研究科の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、卒業の要件となる単位数に算入することができない。</p> <p>第 6 章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍</p> <p>第 7 章 卒業及び学士の学位 (卒業の要件)</p> <p>第 47 条 本学を卒業するためには、4 年以上（編入学又は転入学した学生については学長が別に定める期間）在学し、別表第 2 の<u>左欄に掲げる科目の区分に応じ、機械システム工学科、知能ロボット工学科、電子・情報工学科及び環境・社会基盤工学科にあっては同表の中欄に掲げる単位数以上の単位を、生物工学科及び医薬品工学科にあっては同表の右欄に掲げる単位数以上の単位を、修得しなければならない。</u></p> <p>(学士の学位の授与)</p> <p>第 49 条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記を交付し、<u>学士(工学)</u>の学位を授与する。</p> <p>2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別</p>
学 部	学 位						
工 学 部	学 士（工 学）						
看 護 学 部	学 士（看 護 学）						

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）	（H30. 4. 1 時点）
<p>に定める。</p> <p><u>（資格）</u></p> <p><u>第 51 条 看護学部看護学科において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、看護師の国家試験受験資格（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号））を取得することができる。</u></p> <p><u>2 その他免許及び資格の取得に関し必要な事項は別に定める。</u></p> <p>第 8 章 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料</p> <p>第 9 章 附属施設等</p> <p>第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生</p> <p>第 11 章 賞罰</p> <p>第 12 章 受託研究及び共同研究</p> <p>第 13 章 公開講座</p> <p>第 14 章 補則</p> <p>附 則 （附則期日）</p> <p>1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、卒業要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>に定める。</p> <p>（新設）</p> <p>第 8 章 授業料、入学料、入学考査料、特別聴講受講料、研修料及び県民開放授業受講料</p> <p>第 9 章 附属施設等</p> <p>第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員、県民開放授業受講生及び外国人留学生</p> <p>第 11 章 賞罰</p> <p>第 12 章 受託研究及び共同研究</p> <p>第 13 章 公開講座</p> <p>第 14 章 補則</p> <p>（新設）</p>

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）				(H30. 4. 1 時点)	
別表 1（第 30 条関係）				別表 1（第 30 条関係）	
1 工学部				(1) 教養科目	
(1) 教養科目					
2 看護学部				(新設)	
(1) 教養科目					
		授 業 科 目		単位数	
教 養 科 目	人 間 の 理 解	社 会 ・ 環 境	経済学Ⅰ	2	
			経済学Ⅱ	2	
			社会学	2	
			法学Ⅰ	2	
			法学Ⅱ	2	
			日本国憲法	2	
			科学技術と社会	2	
			富山と日本海	2	
			環境論	2	
	言 語 ・ 文 化	コミュニケーション論Ⅰ	2		
		コミュニケーション論Ⅱ	2		
		コミュニケーション演習	1		
		文学Ⅰ	2		
文学Ⅱ		2			
芸術学Ⅰ		2			
芸術学Ⅱ		2			
国際関係論	2				
精 神 ・ 身 体	海外留学科目（中国）	2			
	海外研修科目（米国）	1			
	心理学Ⅰ	2			
	心理学Ⅱ	2			
	コミュニケーションの社会学	2			
	倫理学	2			
	哲学	2			
健康科学Ⅰ	2				
健康科学Ⅱ	2				
体力科学	2				
体力科学（演習）	1				
自 然 ・ 情 報	数学	2			
	物理学	2			
	化学	2			
	生物学	2			
	情報科学	2			
	情報科学演習	1			

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）				(H30. 4. 1 時点)	
	外国語	英語 1 英語 2 英語 3 英語 4 英語 5 英語 6 英語語学研修 中国語 I 中国語 II	1 1 1 1 1 1 1 1 1		
(2) 専門基礎科目				(新設)	
		授 業 科 目	単位数		
専 門 科 目	側面 的 人 間 理 解 的 身 体 的 ・ 精 神 的	形態機能学Ⅰ（解剖学）	2		
		形態機能学Ⅱ（生理学）	2		
		形態機能学Ⅲ（生化学）	1		
		生涯発達心理学	2		
		生体と放射線学	1		
	疾 病 と 回 復 過 程	病理学	1		
		感染と防御	1		
		薬理学	2		
		成人臨床医学Ⅰ（外科系）	1		
		成人臨床医学Ⅱ（内科系）	1		
		老年臨床医学	1		
		小児臨床医学	1		
		母性臨床医学	1		
精神臨床医学		1			
栄養学	2				
障 害 と 社 会 保 障 制 度	保健医療福祉行政論	1			
	公衆衛生学	1			
	地域ケアシステム論	1			
学 連 携 ・ 工 学 支 援 を 支 援 す る 安 全 と 快 適	看護ケアと工学	2			
	生活支援と情報	1			
	先端医療論	1			
(3) 専門科目				(新設)	
		授 業 科 目	単位数		
専 門	キ ャ リ ア 形 成	トピックゼミⅠ	1		
		トピックゼミⅡ	1		
		トピックゼミⅢ	1		
		トピックゼミⅣ	1		
		初期体験実習	1		

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）				(H30. 4. 1 時点)	
専 門 分 野 一	基 礎 看 護 学	看護学概論	2		
		基本看護技術	1		
		生活援助看護技術	2		
		フィジカルアセスメント	1		
		看護過程論	1		
		診療援助看護技術	2		
		看護倫理学	1		
		基礎看護学実習Ⅰ	1		
		基礎看護学実習Ⅱ	2		
	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護方法論Ⅰ（急性・回復）	1		
		成人看護方法論Ⅱ（慢性）	1		
		成人看護方法論Ⅲ（緩和）	1		
		成人看護学演習Ⅰ（急性・回復）	1		
		成人看護学演習Ⅱ（慢性・緩和）	1		
		成人看護学実習Ⅰ（急性・回復）	3		
		成人看護学実習Ⅱ（慢性・緩和）	3		
	老年看護学	老年看護学概論	1		
		老年看護方法論	1		
老年看護学演習		1			
老年看護学実習Ⅰ		2			
老年看護学実習Ⅱ		2			
小児看護学	小児看護学概論	1			
	小児看護方法論	1			
	小児看護学演習	1			
	小児看護学実習Ⅰ	1			
	小児看護学実習Ⅱ	1			
母性看護学	母性看護学概論	1			
	母性看護方法論	1			
	母性看護学演習	1			
	母性看護学実習	2			
精神看護学	精神看護学概論	1			
	精神看護方法論	1			
	精神看護学演習	1			
	精神看護学実習	2			
在宅看護学	在宅看護学概論	1			
	在宅看護方法論	1			
	在宅看護学演習	1			
	在宅看護学実習	2			
地域看護学	地域看護学概論	1			
	地域看護方法論	1			
	地域看護学演習	1			
	地域看護学実習	1			

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）				(H30. 4. 1 時点)
専 門 科 目	統 合 分 野	看護教育学	1	
		看護管理学	1	
		多職種連携論	1	
		国際看護活動論	1	
		災害看護学	1	
		救命救急看護学	1	
		感染看護学	1	
		認知症看護論	1	
		糖尿病看護論	1	
		看護学研究Ⅰ	1	
		看護学研究Ⅱ	2	
		看護ケアとユマニチュードⅠ	1	
		看護ケアとユマニチュードⅡ	1	
		看護ケアとユマニチュードⅢ	1	
看護ケアとユマニチュードⅣ	1			
別表第 2（第 47 条関係） 1-2 看護学部				別表第 2(第 47 条関係) (新設)
学 部 区 分		看 護 学		
学 科 区 分		看 護 学 科		
教 養 科 目	人 間 の 理 解	社会・環境	2 単位以上	
		言語・文化	3 単位以上	
		精神・身体	5 単位以上	
	自然・情報		5 単位以上	
	外国語		4 単位以上	
	教養科目計		25 単位	
専門基礎科目		27 単位		
専 門 科 目	キャリア形成科目		5 単位	
	専門分野Ⅰ		13 単位	

改正案（平成 31 年 4 月改正予定のもの）			(H30. 4. 1 時点)
	専門分野Ⅱ	43 単位	
	統合分野	13 単位	
	専門科目計	74 単位	
	合計	126 単位	
<p>教養科目については、各系列ごとに表に掲げる単位数の修得を必修とし、かつ、当該教養科目の各系列ごとの修得した単位数の合計が 25 単位以上とならなければならない。</p>			

富山県立大学教授会規程（案）

平成 31 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 16 条に規定する各学部の教授会の組織及び運営に関し、他に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 各学部の教授会は、当該学部の専任の教授をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各教授会に、また、当該学部の専任の准教授、講師を当該教授会の構成員にそれぞれ加えることができる。

3 事務局長は教授会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 教授会には、第 1 項及び第 2 項の構成員（以下「構成員」という。）のほか、学部長が当該学部の教授会の運営上特に必要と認めて指名する者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

（学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの）

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 学生の懲戒に関すること。

(4) 前各号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

（審議事項）

第 4 条 教授会は前条に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（招集）

第 5 条 教授会は、学部長がこれを招集する。

2 構成員の 3 分の 1 以上の者から要求があったときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

（議長）

第 6 条 学部長は、教授会の議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ、議長の指名を受けた教授がその職務を代行する。

(開会)

第7条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第9条 教授会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を設けることができる。

(職員の出席等)

第10条 議長は、構成員以外の本学の職員を教授会に出席させて審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

(会議の非公開)

第11条 教授会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第12条 教授会の議事録は、事務職員が作成し、議長及び出席した教授2名がこれを確認署名し、事務局長が保管する。

第13条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、審議資料については、教授会の議決により公開することができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。